

(6) 健康管理

(7) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1) から (6) に附帯するその他必要な介護、支援、相談、助言。

【利用者から受領する費用の額等】

- ・朝食 1食につき300円(うち食材料費200円)
- ・昼食 1食につき472円(うち食材料費290円)
- ・夕食 1食につき700円(うち食材料費450円)
- ・居宅に係る光熱水費 1日につき 180円
- ・日用品費 50円
- ・その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者及び障害児の保護者に負担させることが適当と認められるものの実費

支援センターさくら 大東通勤寮

【事業の目的】

指定知的障害者通勤寮事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定知的障害者通勤寮の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定施設支援の提供を確保することを目的とする。

【運営の方針】

労働と生活の結びつきをより強く認識できるような取り組みを行い、地域社会の中で自分らしい豊かな生活が営めるよう、自立に向けた援助を行い、社会参加の促進を図る。

【所在地】 大阪府大東市末広町15番6号

電話 072-869-3322 FAX072-869-3323

【職員配置】 管理者 1名 生活支援員 9名 調理員 業務委託
医師(非常勤嘱託)1名

【営業日及び時間等】 年中無休

【利用定員】 20名

【対象者】 知的障害者・児

【サービスの提供方法及び内容】

- (1) 生活支援
- (2) 就労支援
- (3) 食事の提供
- (4) 健康管理・金銭管理の援助
- (5) 余暇活動の支援

【利用者から受領する費用の額等】

- ・食事費 朝 2 6 2 円 (人件費等経費 6 2 円 食材費 2 0 0 円)
夕 5 7 7 円 (人件費等経費 1 9 7 円 食材費 3 8 0 円)
- ・光熱水費 3 4 0 円 / 日
- ・シーツ-ズ 4 5 円 / 日
- ・日用品費 5 0 円 / 日
- ・その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者及び障害児の保護者に負担させることが適当と認められるものの実費。

支援センターさくら 大東通勤寮 (短期入所)

【事業目的】

指定障害福祉サービスの短期入所 (以下「指定短期入所」という。) の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定短期入所の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者 (以下「利用者等」という。) の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定短期入所の提供を確保することを目的とする。

【運営方針】

- 1 利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、必要な保護を適切に効果的に行うものとする。
- 2 地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の居宅支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

【所在地】 大阪府大東市末広町 15 番 6 号 大東通勤寮内

電話 0 7 2 - 8 6 9 - 3 3 2 2 FAX 0 7 2 - 8 6 9 - 3 3 2 3

【職員配置】 管理者 1 名 生活支援員 9 名

調理員 業務委託 医師 (非常勤嘱託) 1 名

【営業日及び時間等】 年中無休

【利用定員】 2名

【対象者】 知的障害児・者

【サービスの提供方法及び内容】

- (1) 生活相談
- (2) 食事の提供
- (3) 金銭管理の援助
- (4) 余暇活動の支援
- (5) 身体等の介護
- (6) 健康管理の援助
- (7) 入浴、洗濯などの身辺援助

【利用者から受領する費用の額等】

- ・食事費 朝262円(人件費等経費62円 食材費200円)
夕577円(人件費等経費197円 食材費380円)
- ・光熱水費 340円/日
- ・日用品費 50円/日
- ・その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者及び障害児の保護者に負担させることが適当と認められるものの実費。

支援センターさくら・スワンカフェ&ベーカリー(就労継続支援A型)

【事業目的】

指定障害福祉サービス事業の就労継続支援A型(以下「指定就労継続支援A型」という)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定就労継続支援A型の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定就労継続支援A型の提供を確保することを目的とする。

【運営方針】

- 1 一般就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約による就労が可能と見込まれる者に、雇用契約に基づく就労機会を提供する。
- 2 利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、又は保健医療サービスを提供する者との連携を図り、利用者のニーズの把握に努め、必要に応じて、企業における作業や実習、適性に合った職場探し等の就労支援、また、就労後の職場定着のための支援を行う。

【所在地】 大阪府大東市末広町 15 番 6 号
電話 072 - 871 - 1120 FAX072 - 871 - 1120

【職員配置】 管理者 1 名 サービス管理責任者 1 名
生活支援員 1 名 職業指導員 3 名（うち 1 名非常勤）

【営業日及び時間等】

営業日・時間 月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時 45 分まで。但し、夏期
休暇期間(8 月 13 日～15 日)及び国民の祝日、12 月 29 日～1 月 3 日
を除く。

サービス提供日・時間

水曜日、夏期休暇期間(8 月 13 日～15 日)及び国民の祝日、12 月
29 日～1 月 3 日を除く午前 6 時から午後 8 時 30 分（但し、土曜日、
日曜日、祝日は午前 7 時から午後 6 時）

【利用定員】 10 名

【対象者】 知的障害者、精神障害者

【サービスの提供方法及び内容】

- (1) 就労継続支援 A 型計画の作成
- (2) 食事の提供
- (3) 就労に必要な知識、能力を向上させるために必要な訓練
- (4) 身体等の介助
- (5) 雇用契約の締結による就労機会の提供及び生産活動(パン製造販売・喫茶サービス等)
- (6) 実習先企業等の紹介
- (7) 求職活動支援
- (8) 職場定着支援
- (9) 生活相談
- (10) 健康管理
- (11) 訪問支援
- (12) 施設外支援
- (13) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
(2) から (12) に附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言。

【利用者から受領する費用の額等】

昼食 1食につき450円(うち食材料費290円)

日用品費の実費